

2024年人事院勧告について（談話）

2024年8月8日

日本医療労働組合連合会
書記長 米沢 哲

人事院は本日、2024年度の国家公務員給与に関し、官民較差「2.76%」に基づく月例給の改定と、一時金については0.10月引上げなどを柱とした引き上げ勧告を行った。

一般職高卒初任給を21,400円（+12.8%）、同大卒初任給を23,800円（+12.1%）引き上げ、医療職（三）表の高卒後3年課程修了看護師初任給も30,600円（+14.0%）、福祉職初任給は26,700円（+14.1%）引き上げた。俸給表全体の改定を行い、若年層では10%を超える引き上げ率となっているものの、全体の引き上げ率（2.76%）を踏まえれば、教育費や介護費などの負担がのしかかる中高年層にとっては極めて不十分な勧告と言わざるを得ない。また、医療職・福祉職の勧告が民間の医療・介護・福祉労働者の賃上げに強い影響を与えることを踏まえれば、他産業に比べて低い水準となっている同労働者の賃上げを促すことにつながるとは言い難い勧告である。改めて、生計費原則にもとづく勧告を強く求める。

一時金についても、年間0.1月の引き上げ（期末手当0.05月、勤勉手当0.05月）を勧告したが、そもそもの引き上げ額が低水準である。不十分な月例給の勧告に加え、わずかな一時金引き上げでは、この間の猛烈な物価上昇には追いつくものとはならず、医療・介護・福祉労働者の生活改善に資する勧告であるとは到底言えない。

また、「給与制度アップデート」は、若年層や能力・実績主義による一部成績優秀者への配分に偏重する内容となっている。職場の分断を招き、全体の士気を低下させる恐れがあり看過できるものではない。

24春闘では、大企業を中心に数十年ぶりの賃上げの結果が出てはいるものの、厚生労働省の毎月勤労統計調査（5月分）によれば、実質賃金は前年同月比でマイナス1.3%と26カ月連続の減少となっている。政府が労働者の賃上げを公言しているにもかかわらず、物価高騰に追いつかない民間の賃上げの範囲内に勧告を収めた人事院の姿勢は、労働基本権の代償措置としての役割を果たすという点でも不十分であり強く抗議する。先に示された中央最低賃金審議会の目安額が物価上昇の後追いにとどまったことと併せ、このような国の姿勢を続けていては労働者の賃上げはすすまず、経済の回復どころか後退さえ余儀なくされかねない。いまこそ、数年続く物価上昇や消費税増税が家計に与えてきた影響を鑑み、民間の賃上げを待つのではなく、国の政策として公務員賃金の引き上げを率先して行い、中小企業支援と併せて、労働者全体の賃上げに結び付けていくという立場で、早急に再勧告を実施することを強く求める。

医療・介護・福祉労働者の賃金は、他産業と比べても依然として低く、そのことが深刻な人手不足・離職の原因にもなっている。国民の医療・介護・福祉をまもるためにも、賃金水準の抜本的な引上げが必要である。日本医労連は、医療・介護・福祉労働者の権利を守り、処遇改善を掲げてさらなる運動の前進をめざすとともに、社会保障の拡充、安全・安心の医療・介護の実現にむけ、引き続き、奮闘する決意である。

以上